

# 法務大臣としての 経験から見た死刑存廃問題

## 目次

1、死刑制度についての現在の日本政府の見解	1
2、私の法務大臣就任時の国内外の状況と私の認識	2
(1) 法務大臣就任時の状況	2
(2) 死刑制度についての私の問題意識の理由	3
(3) 死刑制度に対する私の思い	3
3、法務大臣時代の私の死刑問題への取り組み	4
(1) 「死刑の在り方についての勉強会」第10回会合	4
(2) 「有識者会合」設置に向けての苦闘	4
(3) 「有識者会合」設置構想の挫折とその後	9
(抜粋) 「元法務大臣・二人の選択： 法務大臣にできたこと / できなかったこと」	10

### (プロフィール)

#### 平岡 秀夫

1976年東大法卒業、大蔵省入省。内閣法制局参事官などを経て、1998年退官、弁護士登録。2000年衆議院議員当選、2011年第88代法務大臣（民主党政権）、2012年衆議院法務委員長。現在、日弁連「死刑廃止等実現本部」で杉浦正健弁護士（自民政権の法務大臣）とともに顧問。

# 1、死刑制度についての現在の日本政府の見解

日本の死刑制度の存廃問題について日本政府が現在どのように考えているのかは、死刑制度を所管する法務省のトップであり、死刑執行の最終的命を下す権限を有する法務大臣に最も近くに就任した上川陽子氏の法務大臣就任時の記者会見を見れば、ある程度分かります。

上川法務大臣は、次の通り発言しています。

## ① 大臣就任時の首相官邸での記者会見 (2017年8月3日)

死刑は人の命を絶つという極めて重大な刑罰です。その執行に対しては、慎重な態度で臨む必要があると考えています。同時に日本は法治国家ですので、確定した裁判の執行が厳正に行われなければなりません。特に死刑の判決については、極めて凶悪で、かつ、重大な罪を犯した者に対して、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであります。法務大臣としては、裁判所の判断をしっかりと尊重しながら法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処してまいりたいと思っています。一昨年の大臣のときにも申し上げたところですが、事に臨むに当たり、鏡を磨いて、磨いて、磨いていく、そういう心構えで厳正にしっかりと対応してまいりたいと思っています。

## ① 大臣初登庁時の記者会見 (2017年8月3日)

(記者の「国際的にみると死刑制度がある日本に対して、批判の声も一部にはあるのですが、大臣の在任期間中、死刑制度そのものの在り方について検討するお考えはありますか。」との質問に対し、) 海外や国際機関からの御指摘について、様々な問題提起がなされていることは存じ上げています。日本は法治国家です。死刑は厳罰であり、命を奪うことにつながるわけですから、今ある制度の中でどのように対応していくのかを慎重にしていきたいと思っています。

(更に、記者から「制度そのものの在り方について、議論を進めるというお考えは特にありませんか。」と問われたのに対し、) 今の段階で直ちに進めますということをおし上げるには、初めての法務大臣の時にも厳しく突きつけられた問題でもありますので、絶えず考えてまいりたいと思っていますが、今、この場所でも明確にお答えする段階ではありません。

以上の通り、上川法務大臣は、その基本的発言部分においては、これまでの自民党政権における歴代のほとんどの法務大臣と同じ発言をしています。上川法務大臣が、上記の発言の中で「初めての法務大臣の時にも厳しく突きつけられた問題でもある」と言っていますが、その「初めての大臣」の時に行われた死刑制度に関する世論調査（政府がほぼ5年ごとに行っている調査で、2014年11月に実施、2015年1月24日に結果発表）の結果（「死刑もやむを得ない」とするものが80,3%）に対する当時の上川法務大臣のコメントも、この調査では死刑容認派の割合が下がり死刑廃止派の割合が上がったにもかかわらず、「(日本の) 国のあり方に関わることであり、(日本国民) 自らの問題だ。」として、死刑制度について議論することすら頑なに拒んでいました。

ただ、今回の法務大臣就任時（2017年8月3日）の発言では、死刑制度に関する今後の議論については、ある程度含みを持たしているようにも思えます。

## 2、私の法務大臣就任時の国内外の状況と私の認識

### (1) 法務大臣就任時の状況

私は、民主党政権の野田内閣で2011年9月からその翌年1月まで、法務大臣を務めました。その就任記者会見で、「私自身は、死刑廃止論者というわけではなく、『死刑廃止議員連盟』に属したこともない。」と説

明しています。ただ「死刑制度について国民的議論を起こす」という民主党の方針（2009年政策インデックス）、そして以下に述べる私自身の問題意識から、在任中に「死刑制度の問題についての国民的議論を行う」ことに取り組もうとしました。私の法務大臣就任当時には、すでに民主党政権下で最初の法務大臣となった千葉景子・法務大臣（当時）によって、2010年8月に法務省内に「死刑の在り方についての勉強会」（以下「勉強会」と言います。）が設置されており、一応の議論が進んでいたことも、その取り組みを行うこととした大きな要因の一つでした。

## (2) 死刑制度についての私の問題意識の理由

私が「死刑問題についてしっかり国民的議論をしなければならない」との問題意識を持っていた理由は大きく二つあります。

その第1は、「治安が悪くなっている」という国民の意識が広まる中で、「社会の寛容性」がなくなっているという気がしたことです。当時の法務省の大きな課題は、刑務所から出てきた人の就職先がなかったことです（現在でも、状況は悪くはなっても、良くはなっていません。）。これには経済や景気の問題もありますが、社会そのものの変容も原因の一つとしてあるのではないかと思います。社会で立ち直るための受容力が、どんどん廃れ、弱くなり、縮小してきている。善悪二元論のように、「私たちは善人だけれども、あの人たちは悪人だ」と人を分類してしまう。そのため、いったん悪いことをした人たちの社会復帰がなかなか受け入れられないという状況になっている、つまり、社会に寛容性がなくなっているのです。私は、この問題の発生原因の一つは、死刑存続の支持が数十年前（1975年実施の世論調査では「死刑もやむを得ない」とするものは約57%）よりも拡大している原因と根底で共通しているのではないかと考えています。

その第2は、日本を巡る国際的な動向です。

アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、私が法務大臣に就任する少し前の2010年末現在で死刑廃止国は139カ国（うち、「事実上の死刑廃止国」は34カ国）で、死刑存置国は58カ国でした（アムネスティ・インターナショナルの調査によれば、2017年4月現在で死刑廃止国は141カ国）。

OECD34カ国（当時）の中では、死刑制度があって実際に執行されているのが2カ国（日本と米国）、死刑制度がありながら過去10年以上執行のなかった国が1カ国（韓国）、それだけしかありませんでした。なお、米国でも、死刑制度を廃止した州が増えつつあり、50州のうち16州（当時）に上っていました。

国連総会は、2010年12月、第65回総会（加盟193カ国）で、全ての死刑存続国に対し「死刑廃止を視野に執行を停止するよう求める決議」を、109カ国が賛成して採択していましたし、世界から日本に対して死刑制度廃止や死刑執行停止の問題について様々な勧告、見解等が出されていました。例えば、①2008年5月の国連人権理事会の対日本普遍的定期検査（UPR）では、「国連総会の決議に従い、死刑廃止を目的とした死刑執行停止を導入すべき」との勧告（欧州中心の12カ国）が出され、②2008年10月の国連・人権規約委員会の第5回対日審査では「政府は、国民に死刑廃止が望ましいことを知らせるべき。世論調査に関係なく、死刑制度の廃止を検討すべき。」との最終見解が出されていました。

しかしながら、以上のような国内的状況や国際的動向があるにもかかわらず、日本では、死刑制度の是非について議論することはもちろん、死刑制度の運用（死刑執行の在り方、確定死刑囚の処遇の在り方等）について語ることさえタブー視されてきました。聖域化されてしまって、死刑囚がどんな処遇を受けているのか聞こうとするだけで、世の中から白い目で見られる状況が発生していましたし、その状況は今でも変わっていません。

## (3) 死刑制度に対する私の思い

日本には、死刑制度について「よく知らない」という人がたくさんいます。それだけ情報が伝えられていない、あるいはそれまでの政権は伝えようとしてこなかったのです。だからこそ、私は、まず、そういう情報を国民が共有しなければならないと考えました。

そして、国民が死刑制度のことをシッカリと知った上で、「それでも死刑制度が必要である」と言うなら

その必要性を世界各国に説明すべきであるし、「死刑制度の必要性を世界各国に説明できる状況にない」と思ったらそれは止めるしかない、というのが筋道だと私は考えました。

2011年10月17日、「勉強会」の第8回会合に、私は、法務大臣として初めて出席しました。第8回会合は、法務省内メンバーだけが参加するものでしたが、その席で私は次のような冒頭挨拶（関連部分のみ）をしています。この挨拶の中に、私の思いが込められています。

「(この勉強会は、) 千葉法務大臣時代に2回、仙谷法務大臣時代に1回、江田法務大臣時代に3回開催され、その都度、各法務大臣から『本勉強会が、国民的な議論が行われる契機となることを期待する』旨の発言がされていますが、残念ながら、いまだに『国民的な議論』が行われているとは言えない状況にあると感じています。

私としては、是非とも、国民の皆さんが、死刑制度に関する国際的動向や先進諸国の中でのわが国の独自性について十分な情報を持った上で、日本の考え方が先進国の一員として国際的にも理解、納得してもらえるような議論を国民の皆さんに展開して欲しいと願っています。

と言うのも、2010年現在、世界各国のうちの約3分の1が死刑存置国と言われていますが、OECDの先進34カ国に限定して言えば、死刑存置国は、わが国を含めてわずか3カ国しかありません。さらに、その3カ国でも、韓国は過去10年間死刑が執行されておらず、国連事務総長の発表によれば『事実上の死刑廃止国』と言われていますし、米国も州レベルで見れば16州（当時）が死刑を廃止しているという状況です。

そのような状況の中で、わが国の独自性あるいは特別の立場をあくまでも主張し続けていくのか、あるいは、どのようにすれば先進諸国に理解、納得してもらえるのかについて、真剣に議論しなければなりません。正に『国民的な議論』を必要とする話だと思います。

真に『国民的な議論』が行われるためには、本勉強会の今後の進め方や本勉強会以外の機会の持ち方についても、シッカリ検討をしていく必要があると考えていますので、皆様方のご理解とご協力を宜しく願います。」

## 3、法務大臣時代の私の死刑問題への取り組み

### (1) 「死刑の在り方についての勉強会」 第10回会合

その後、私は、法務大臣として2011年12月19日、「勉強会」の第10回会合を、大学教授2名を招いて「英国とフランスにおける死刑廃止の経緯等について」をテーマにマスコミ・フルオープンで開催しました。

しかしながら、この勉強会会合はマスコミで取り上げられることもなく、ましてや国民的な議論を喚起する萌しも見えませんでした。「国民的議論を目指す」と言っているのに、「勉強会をやっている」と誰にも伝えられていない、あるいは、誰にも知られていないという状況は許されないと、思、「勉強会」以外の機会を持つとうと思いました。

そこで、まず、法務省の法制審議会（法務大臣の公的諮問機関。以下「法制審」という。）でやろうと思いました。ところが、「法制審は、ある程度結論が出るような、あるいはもう“こういう結論を出そう”というような状況になってやるのであって、これからどうしようかというような状況でやる審議会ではない」と法務官僚から言われ、諦めざるを得ませんでした。

それなら、死刑制度の存廃問題に関する「有識者会合」を作ろうと考えました。他方で、「勉強会」は、当面、死刑執行に関する問題や確定死刑囚の処遇問題を議論することにしてはどうか、と考えたのです。

### (2) 「有識者会合」設置に向けての苦闘

有識者会合を設置しようとする私の考えに対する法務官僚の抵抗には、相当のものがありませんでした。2011年12月に、法務省の事務方は、私に対して「有識者会合の想定問答」として合計34個の質問を投げかけてきたのです。私は、これらの質問に対し、2011年暮れから翌年のお正月までの年末年始の休みを利用して

回答を作り、お正月休み明けに事務方に投げ返したのです。

以下、少し長くなりますが、結果として法務省の事務方と法務大臣である私との「合作」（質問は法務省事務方、回答は法務大臣）になる「有識者会合の想定問答」を紹介したいと思います。法務省の問題意識がよく見て取れると思います。

## 第1 会合立ち上げの意義

- (問1) この有識者会合の立ち上げは、死刑制度の廃止を目的としたものか。
- (答) 本会合は、死刑制度の廃止を目的としたものではない。死刑制度の存廃について「国民的な議論が行われる契機」となることを、第一義的な目的とするものである。
- (問2) 廃止を目的としないのならば、有識者会合を立ち上げる必要がないのではないか。
- (答) 死刑制度の存廃について国民的な議論が行われる契機となるためには、国民にとって認識度の高い方々の間で真摯な議論がなされることが望ましいと考える。
- (問3) 法務省内の「死刑の在り方についての勉強会」で結論も出ていないのに、なぜ有識者会合を立ち上げるのか。
- (答) (法務省内勉強会は、元々、結論を出すことを予定していたものではない。) 省内勉強会は、死刑制度の存廃についての「国民的な議論が行われる契機」となることを目指していたが、現状では十分な成果が出ていないと感じられることから、今回の有識者会合を立ち上げることとしたものである。
- (問4) 省内勉強会については今後どうする方針であるのか。
- (答) 引き続き、死刑制度の問題を議論することとしているが、当面は、死刑確定者の処遇、死刑執行の問題等について議論することを考えている。
- (問5) 省内勉強会と有識者会合の関係はどうなるのか。
- (答) 有識者会合は、死刑制度の存廃問題に特化して議論をすることを期待している。その間、省内勉強会は、死刑確定者の処遇、死刑執行の問題等について議論することを考えている。
- (問6) 法務省内に「死刑の在り方についての勉強会」を立ち上げた後も国民の間における死刑制度に関する議論が低調なのは、国民の間に死刑制度について議論したいというニーズがないからではないか。
- (答) ご指摘のような可能性もあり得ると考えるが、その点については、有識者会合を開催した上で、その結果を見て判断したい。
- (問7) 国民の大多数が死刑制度もやむを得ないと考えており死刑制度の存廃について議論したいというニーズがないのに何故、敢えてこの時期に有識者会合を立ち上げるのか。
- (答) 官民双方による世論調査では、国民の大多数は死刑制度の存続を支持していると承知しているが、その判断がどれだけの情報に基づいて行われているかは定かではない。我が国の死刑制度について国内外で関心が高まりつつあるこの時期に、国民に多くの情報を伝えることが期待される有識者会合を立ち上げる意味は大きいと考える。
- (問8) そもそも国民的議論が喚起されるというのは、どのような状態を指すのか。
- (答) 多くの国民が、死刑制度に関する国内外の情報を共有したうえで、死刑制度の存廃についての議論を躊躇しないで行える状態である、と考える。
- (問9) 有識者会合を立ち上げることによりどのようにして死刑制度に関する国民的議論を惹起することができるのか。
- (答) 国民にとって認識度の高い方々で構成される有識者会合で議論することによって、国民の間でも、関心も一層高まり真摯な議論が行われることが期待できると考える。
- (問10) この有識者会合の立ち上げは、法務大臣が死刑執行命令を先延ばしするための方便ではないのか。

- (答) 有識者会合では、1年程度の議論を行ってもらおうことを考えているが、その間、死刑の執行を停止することを前提としているものではない。ちなみに、最近でも、3年4か月間死刑執行が行われていない時期（自民党政権時代の1989年11月から1993年3月まで）があり、仮に1年間死刑の執行が行われなかったとしても、その期間には到底及ばない。
- (問11) 法律に従って死刑執行命令を出さないまま有識者会合を立ち上げることにについて被害者・遺族の理解を得られるのか。
- (答) 死刑執行は、個々のケースを慎重に判断した結果として行われるべきものである。他方、有識者会合の立ち上げについては、被害者・遺族の理解を得なければならないという性格のものではないと考える。

## 第2 死刑制度に関する政府・法務省の立場との関係について

- (問12) 官房長官は衆議院内閣委員会において、「野田内閣において死刑を廃止する予定は全くない」旨答弁しているが、死刑制度について意見集約を目指す有識者会合を立ち上げることは閣内不一致ではないのか。
- (答) 野田内閣において死刑を廃止する予定は全くないのは、事実であるが、他方で、民主党政策インデックス2009で「死刑存廃の国民的議論を行う…」ことも示されており、有識者会合で議論（を行い、意見集約を図ること）を行うことまでできないということではないと考える。
- (問13) 有識者会合を立ち上げることにについては、総理や官房長官も了承しているのか。
- (答) 総理や官房長官にも、事前に了承を載している。（平岡注:有識者会合は、総理や官房長官から事前の了解が得られた場合に立ち上げることを前提として考えていた。）
- (問14) 政府は（政権交代後も）、質問主意書に対する答弁書や国連総会第三小委員会などにおいて、死刑制度について「基本的には、各国において、その国の国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきもの」との立場をとって来たが、その立場と矛盾するのではないか。
- (答) これまでの政府の立場を否定したり、変更したりするものではない。有識者会合においては、あくまでも、「我が国の刑罰の在り方は、我が国において、諸般の状況を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきもの」との位置づけの中で議論して戴くことになる。
- (問15) 死刑制度の存廃について、法務省のこれまでの立場は、「国民の間で様々な意見があることや凶悪犯罪がまだ後を絶たない状況等に鑑みると、直ちに死刑を廃止することは困難」というものであったはずであるが、死刑制度の存廃について議論する有識者会合を設けるといことは、法務省の死刑制度の存廃についてのこれまでの立場を変更したのか。
- (答) 死刑制度について、法務省の立場を変更したものではない。有識者会合では、そのような法務省の考え方で良いのかを検証して戴きたいし、「直ちに死刑を廃止することは困難」としても、どのような状況が生じれば死刑廃止が可能になると考えられるのか等についても議論して戴きたいと考えている。

## 第3 有識者会合で議論することについて

- (問16) 死刑制度の存廃という刑事司法制度の根幹に関わる問題について、少数の有識者で検討し、意見集約を行うことが妥当であるのか。
- (答) あくまでも、有識者会合の意見集約は有識者会合のものとして法的拘束力を有するものではない。ただし、意見集約がなされた場合にはその意見は尊重しなければならないものとするが、仮に、その意見の内容が「死刑制度廃止」や「死刑執行の停止」というものであるならば、その後の手続きとしては、法制審議会での審議、必要な法案の国会での審議を通じて、必要な国民的議論が行われるべきものであることは当然である。

- (問17) 死刑制度の存廃については、官民双方の世論調査等において国民の大多数が存置を支持しているとの結論が出ているのであるから、有識者会合で議論する必要性がないのではないか。
- (答) 官民が行った世論調査では、国民の大多数は死刑制度の存続を支持していると承知しているが、その判断がどれだけの情報に基づいて行われているかは定かではない。多くの国民が、国民にとって認識度の高い方々で構成される有識者会合での議論を通じて、死刑制度に関する国内外の情報を共有したうえで、国民的な議論が真摯に行われることを期待したい。
- (問18) 仮に有識者会合が死刑制度廃止という結論を出したとしても、その結論は国民世論に反するものであり、その結論に沿って立法その他の措置を講じることは妥当ではないのではないか。
- (答) 仮にご指摘のような結論が出る場合には、その結論が得られるまでの過程での議論が国民世論に与える影響もあり得ると考える。いずれにしても、結論についてどのように制度化するのかは、国民世論を踏まえてしっかり検討すべき問題であるとする。

#### 第4 有識者会合の構成について

- (問19) 死刑制度の存廃という問題だけであればそれほど専門性の高い問題ではないのであるから国民全員が「有識者」といえると思うが、そのような中でどのような基準で会合の構成員を選定するのか。
- (答) 死刑制度にかかわる分野（法曹、法学、宗教、医療、政治・行政、評論等）で、死刑制度の存廃について様々な意見がバランスよく提示して戴けるような有識者を10名程度選定して参りたい。
- (問20) 会合の構成員については、存置派と廃止派の割合をどのようにするのか。
- (答) 存置派と廃止派とでバランスがとれるような人選をしたい。できれば、中間派的な立場の方々からある程度人選したい。（例えば、4:4:4）
- (問21) 国民の8割以上が死刑制度もやむを得ないと考えているのであるから、会合の構成員については、死刑制度存置派を少なくとも8割とすべきと考えるが如何。
- (答) あくまでも、多数決で意見集約をしようとするものではないし、結論を先取りするようなことになっていけないと考えられる上に、国民的議論の参考となるべき議論が展開されるためにも、特定の方向に人選が偏らないようにすべきと考える。
- (問22) 恣意性を排除して公正に会合の構成員を選定することはそもそもできるのか。
- (答) できる限り公正に人選をして参りたいと考えるが、仮に、有識者会合の議論の結果が制度の改正を行うこととなる場合には、あくまでも、法制審議会や国会での審議が行われることにも留意願いたい。
- (問23) 死刑制度の存廃という個人の哲学に基づく問題については、議論を行うことによって構成員の結論は容易に変わらないと考えられるから、結局、会合における意見集約結果は構成員の選定で全てが決まってしまうのではないか。
- (答) 多数決で意見集約するものではないので、構成員の選定で意見集約結果が決まるというものではないと考える。仮に、意見集約ができない場合でも、有識者会合で行われるであろう論点整理は、国民的な議論を行う際に非常に有益なものになると考える。
- (問24) (仮に宗教家を構成員に選ぶとする場合) 政府が特定の宗教を選別することは政教分離との関係で問題はないのか。
- (答) およそ政府の審議会等に宗教家が参加することが「政教分離の原則」のために認められないとは考えられないが、有識者会合については、何ら公的な権限を行使する主体ではないし、特定の宗教に便益を供与しようとするものではないので、「政教分離の原則」に反するものではないと考える。
- (問25) (仮に宗教家を構成員に選んだ場合) 何故、他の宗派から構成員を選ばなかったのか。
- (答) どの宗教団体から人選するかで人選が混乱するようであれば、宗教家（又は宗教団体）は、有識

者会合のメンバーとするのではなく、有識者会合における意見聴取の対象とすることも検討したい。

## 第5 議論の在り方について

- (問26) この有識者会合においては意見集約を行う方針であるのか、また、それはいつまでに行うのか。
- (答) 目標としては、1年程度の間意見集約を行うことを期待したい。しかしながら、意見集約が困難な場合も考えられるので、その場合には、論点整理に止まることであってもやむを得ないとする。
- (問27) この有識者会合において、死刑制度について存置又は廃止との意見集約がなされた場合、その結論に沿った立法その他の措置を講じる方針であるのか。
- (答) 意見集約される場合には、その集約された意見を尊重してその後の作業を進めることになるが、どのような措置が必要であるのかは、その意見に応じて検討することとなる。なお、いずれにしても、立法措置が必要とされる結論が出る場合には、法制審議会や国会での審議が必要となることは当然のことである。
- (問28) 死刑制度という個人の哲学に根ざす問題については、議論することにより意見集約をすることができる問題ではないのではないか。
- (答) 個人の哲学に根ざすことであっても、法制度として国民が拘束される問題であれば、議論の対象となるべきことは当然のことであり、議論するのであれば、その集約が結果としてできるか否かはともかく、意見集約を目指すことも当然のことと考える。
- (問29) 死刑制度は個人の哲学に根ざす問題であるから議論を行うといっても結局は水掛け論になって議論が噛み合わないのではないか。
- (答) できる限り水掛け論にならない議事進行を目指して戴きたいと考えるが、仮に、有識者会合であっても水掛け論にしかならないということであれば、有識者会合の役割は、国民的な議論のために、論点整理したものを国民に提示することに止まることになると思う。
- (問30) 死刑制度について議論するためには、実際の事件に触れなければ深い議論を行うことは困難であると思われるが、「有識者」に実際の事件の内容を明らかにすることは困難なのではないか。
- (答) 議論のためにどこまで詳しく実際の事件の内容を明らかにする必要があるかは、その都度判断していくことになるが、それぞれの事件は公開の場で裁判が行われたものであり、ある程度の対応は可能ではないかと考える。
- (問31) 議論の結果として、意見集約ができず両論併記という結論になるのであれば有識者会合で議論する意味はないのではないか。
- (答) 仮に意見集約ができないとしても、国民的な議論のために、論点整理したものを国民に提示することは可能であり、有益であると考えられるので、議論する意味はあると考える。
- (問32) 死刑制度が廃止されたイギリスやフランスにおいては、政治家が主体となって死刑制度廃止に至ったものと承知しているが、我が国においても、死刑制度の存廃については、刑事司法制度の根幹に関わる重要な問題であるから、少数の有識者の会合によることなく、政治家が主体的に決定すべき事柄ではないのか。
- (答) ご指摘の通り、最終的には、政治家が（国民の様々な意見を踏まえて）主体的に決定すべきことではあるが、できる限り、国民の理解と支持を得て決定していこうとする姿勢を持つことも大事であるとする。

## 第6 執行について

- (問33) 有識者会合において死刑の存廃論を中心に議論を行うということであるが、「死刑の在り方についての勉強会」において既に議論された事柄であり、結局同じ議論の蒸し返しに過ぎないのだから、有識者会合など開かずに、速やかに執行を行うべきではないのか。



(答) 省内勉強会は、一般に公開されて実施されてはいるが、議論の主体は、あくまでも省内の人に限られていたものである。議論の主体をもっと幅広くすることが、国民的な議論の契機となると考える。死刑執行については、有識者会合の開催と死刑の執行停止とは、直接関係するものではない。(問10、11を参照)

(問34) 有識者会合において議論している間、死刑の執行を命令することはあるのか。

(答) 有識者会合の開催と死刑の執行停止とは、直接関係するものではないが、個人的には、有識者会合に議論をお願いしている最中に、その議論の内容を無視して執行を行うことは難しいのではないかと考える。なお、最近でも、3年4か月間死刑執行が行われていない時期(自民党政権時代の1989年11月から1993年3月まで)があり、仮に、有識者会合が開催を予定している1年間死刑の執行が行われなかったとしても、その期間には到底及ばない。

### (3) 「有識者会合」設置構想の挫折とその後

以上の「有識者会合の想定問答」の作成を終えて、私は、2012年のお正月休み明けから有識者会合の設置に動き始めました。そして、同年1月中旬に予定されていたベトナム出張に出かける前に、事務方に対して、「私のベトナム出張中に、官邸の事務方に有識者会合について説明をしておいてほしい。私が帰国し次第、直接、総理や官房長官に相談するつもりである。」と指示しておいたのです。しかしながら、ベトナム出張中の私に、野田首相から突然の電話がかかってきて、「平岡さん、今度内閣を改造するんですけども、平岡さんには大変ご苦勞おかけしましたが、交代してもらえませんか」と言われました。死刑問題に関する有識者会合を設置しようとした私の行動に対して「交代」という処分が下されたとは思えませんが、この「交代」によって、有識者会合の設置は止まってしまったのです。

法務大臣の交代後、私は、後任の小川敏夫法務大臣にも、「最終的には大臣としてのご判断に委ねるべき話ではありますが……」と前置きして、私がやろうとしていたことを引き継ぎました。しかし、有識者会合の設置に向けての動きが全くないどころか、「勉強会」についても、開催されることは一度もなく、両論併記をした報告書を出して「お終い」となり、その直後に、1年半ぶりに死刑の執行が行われてしまいました。このような経緯をたどってしまったのは、一人法務大臣の問題というより、ある意味で民主党政権全体というか野田政権全体の問題だったのかもしれない。

死刑制度存廃問題は、やはり、国のリーダー又は政権全体が取組むべき問題であると考えます。

## (抜粋)「元法務大臣・二人の選択：法務大臣にできたこと / できなかったこと」

以下は、FORUM90の機関誌（2015年11月15日発行、VOL.144、4—11頁）「元法務大臣・二人の選択 杉浦正健・平岡秀夫」から抜粋。

ここに掲載するのは「響かせあおう死刑廃止の声2015」（10月3日、渋谷区文化総合センター大和田 伝承ホール）での講演である。

### 1、杉浦正健元法相から 死刑のない日本社会に変えていこう

みなさん、こんにちは。ご紹介いただきました杉浦正健でございます。死刑廃止にはあまり積極的ではないと評判が良くない自民党の衆議院議員でございました。私は第3次小泉内閣で11カ月ちょっと、約1年、法務大臣を仰せつかりました人間でございます。今日は民主党の政権時代に法務大臣であった平岡先生と二人でお招きいただきました。

私は6年前、政権交代の選挙で落選して引退して弁護士に戻ったのですが、平岡先生はこのあいだの統一地方選挙のあと引退され、日本弁護士連合会の中にできました死刑廃止検討委員会に顧問として、皆様方と一緒に死刑廃止をして頑張っていく立場にある人間であります。

私がなぜ在任中に署名をしなかったのかということ、ひと言でいうと、非常にシンプルです。私はおばあちゃん子で、国民学校5年生の時に終戦でした。あのひどい戦争の始まった年が国民学校の1年生。それで戦争中、終戦後のひどい時代に、愛知県の片田舎で育ったわけです。おばあちゃんは明治8年生まれで、小学校に行っていませんでした。ただ、敬虔な真宗大谷派の門徒でして、朝晩、仏壇に参るのを欠かさず、お経は暗誦していて、子どもの時に、おばあちゃんと一緒に仏壇に参るのが習慣になっていました。とにかく、ニコニコして怒らない。働き者。私の家は六反ばかりの農家でした。当時の中堅農家は一町から一町五反ぐらいですから、小農の部類です。やっと一家が食べていけるぐらいしかできないわけです。

私は祖父と入れ替わりでこの世に生を受けたようで、おばあちゃんに可愛がられたわけです。朝から晩まで働き、そして蠅や蚊も殺さない。蠅取りで蠅を取ったところ、叱られましたね。「追えばいいんだ、蠅でも蚊でも、命があるんだ。米でも麦でも野菜でも木でも命があるんだ」とおばあちゃんが言うんです。その命をいただいて我々は生きている。それは

理屈じゃなくて、幼い僕に教えてくれたわけです。

いざ大臣になって、死刑の執行をせざるをえない立場になった時に、初めて真剣に考えたんです。それまで死刑のことを考えていないという嘘になりますけれども、議員になっても、向き合うことはなかったんですけれども、真剣に向き合ったわけです。とうとう1年間、執行命令

を出せませんでした。死刑囚といえども人間です。犯罪者、悪いことをしたということは間違いない。処罰しなければいけないわけですが、なぜ命を絶たなきゃいけないのか。真剣に考えたわけであります。

そして引退して弁護士に戻り、乞われて死刑廃止検討委員会に入りました。ここには全国の単位弁護士会から委員が派遣されています。ベテランの先生、優秀な先生がおりますし、若い人、中堅、女性もおられ大委員会です。この5年有余、議論を聞かせていただき、勉強になりました。だんだん私も進化して今に至っております。

この5年間で、4カ所に調査に行きました。最初は韓国。韓国は17年死刑執行を停止しており廃止国と見なされております。2年目はテキサス。テキサスはアメリカの中で死刑を廃止していない。ただし、死刑と無期の間には終身懲役刑を導入した結果、死刑判決と執行が激減したというんです。かつてブッシュ大統領がテキサス州知事ときは、とんとん処刑したことで有名になった州ですが、今はほとんど執行もしない。判決も減っている。続いてカリフォルニア。これは死刑執行を停止しています。そし



杉浦正健 (すぎうらせいけん)

2005年10月～2006年9月法務大臣。第3次小泉内閣で法務大臣に就任。就任時に「死刑執行命令にサインはしません」と発言し注目されたが、「法相としてではなく、宗教上の信念を語ったものだ」と訂正。在任中、死刑を執行しなかった。現在、弁護士。著書に『あの戦争は何だったのか』（文藝春秋企画出版、2014年）がある。

て前の大統領選挙の時に死刑存廃の州民投票をしたところ、48%が死刑廃止賛成。52%が支持ということで僅差で負けましたけれども、死刑を停止して廃止へとということに本当に熱心に取り組んでいる州です。来年の大統領選挙の時には、再び州民投票にかけられて、今度は可決されるだろうと運動に携わっておられる方はおっしゃっていました。

今年はシカゴのあるイリノイ州へ行きました。これは死刑を停止してもう20年になる州です。アメリカでは廃止の州が増えているのですが、アメリカは州が“国”なんですね。普通の刑法が州でコントロールされていますから、連邦にも死刑はありますけれども、面白い国です。どんどん死刑廃止州が増えているんです。カリフォルニアが来年廃止したら、人口は日本より多い、日本よりも面積が大きい、大きな州ですから、廃止の流れが加速されるんじゃないかと思っています。

そういった勉強をして、今は死刑廃止については確信犯になりました。なくさなくてはいけない。そして私ども委員会の中でも議論をしているんですけども、来年の人権大会には、ぜひこの死刑廃止問題をテーマとして取り上げてもらって、日弁連として死刑廃止宣言をし、廃止に向かおうじゃないかということをやっているんです。そして廃止検討委員会には、顧問として私ども2人に加えて、千葉景子先生、民主党時代の法務大臣だった方が参加して下さいまして、この強力な顧問団でお力になればと思っています。

そして廃止検討委員会勉強した結果、死刑廃止ということは、刑法の中から死刑という規定を外すだけじゃないんです。その代わり、死刑に値するような重大な犯罪を犯した人は処罰しなきゃいけない。アメリカとかヨーロッパは終身懲役刑を導入しております。日本でもそれをしなきゃいけない。どういふ終身刑がいいか、いろいろな制度がありますので検討しなきゃいけない。

と同時に、今死刑囚は、死刑が執行されるまでは拘置所に拘置されているだけです。袴田巖さんもそうでしたね。働いていない。アメリカでは働かせるところがあるんです。終身刑なんかは全部働かせています。犯罪を犯した人をどう処遇するかということ、国として社会全体で同時に考えなければいけないわけです。ヨーロッパとかアメリカでも、刑罰を科するという事は日本とはやや違って、教育刑といいますか、犯罪を犯した人間が将来、社会に戻ってきて、社会に統合されるということを利点として組み立てています。

そういうことで、ヨーロッパの刑務所は社会から隔離する。働く、働かないは自由だ。教育をする。

技術を教える。そしてその人が社会に出た時に、社会に吸収されるようにいろんな手立てを講じています。日本はまだまだ、そういったところは後進国ですね。

私は、日本は明治維新以来、ヨーロッパやアメリカのような文明国の背中を見て、今日まで来たと思います。精神面を除く衣食住、経済、産業、技術等の物質面では、もう追いついていると思うんです。日本の社会はこれからどんどん変わって発展していくと思いますから。ただ一つ、とはいえ他にもありますが、そういう先進国、文明国と決定的に違っているのは死刑をめぐる刑罰の在り方の問題です。ということが最近分かってまいりました。

今日、私の本を売って下さっているそうです。『あの戦争は何だったのか』という本で、私どもの少年時代がいかにかにひと時代だったか。江戸時代と変わらない貧しい農村で育ったわけで、あんな農村を残して、莫大な戦費を投じて、何百万という日本人を殺し、千万を超えるアジアをはじめとする人々を殺し、あんな戦争を何故やったのかということ、今でも考えています。その私の思いを本にしたもので、幼い頃のことです。死刑にも触れております。

いま OECD という先進国グループがあります。34カ国。日本も韓国も入っていますが、そのなかで死刑を残しているのは日本とアメリカと韓国だけです。ヨーロッパは全部廃止しています。

ヨーロッパの人たちは心を許しますと「なんだ日本は、まだ死刑をおいているのか。野蛮な国だ」と言われますよ。死刑がない国に30年いると、子どもたちもそういう感覚に育っている。

一方で、テロがあるじゃないか戦争があるじゃないかといいますが、あれは国際政治の問題であり、貧困の問題です。国の在り方、社会の在り方、死刑のない社会に向かっていく、そういう我々の生活環境が社会でしょう。その社会は、やはり我々人間にとって、最も必要なものだというのが、いま私が到達した精神状況でございます。

皆さんとともに、日本が死刑のない社会に、明治維新以来、先輩たちが西欧ヨーロッパ、アメリカの文明国に追いつこうとしたなかで画竜点睛を欠いている最大の問題ですので、これを死刑のない日本社会に変えていくことによって、この社会をいい国に残したい。引退して、81歳で、明日死ぬかもしれないですけども、一生懸命頑張っていこうと、老後を送ろうと思っている次第でございます。皆さん、頑張ってください。一緒に頑張りましょう。どうもありがとうございました。

## 2、平岡秀夫元法相から 国のトップが死刑廃止を実現できる状況を作って行こう

ただいまご紹介いただきました元衆議院議員、元法務大臣の平岡秀夫でございます。今日は、出来る限り法務大臣時代の話をして欲しいと言われておりますので、出来るだけそういう視点からお話をさせていただきます。

杉浦先生と私は法務大臣を務めたんですけれども、杉浦先生は第77代法務大臣。私は第88代法務大臣ということで、喜寿と米寿の組み合わせで死刑廃止問題に取り組んでおりますので、きっと良い結果が出てくるだろうと思っておりますので、ぜひ皆さんとともに頑張りたいと思います。

そこで、まず最初に私が法務大臣に就任したときに、どういう状況だったのかということをお話したいと思います。私が就任したのは2011年の9月です。その半年前に3.11のあの東日本大震災がありました。2万人近い人たちが、亡くなったり、あるいは行方不明になったりということで、多くの国民が、命の尊さというものを感じていたのではないだろうか、そういう時でありました。法務省的に言えば、約1年ちょっと前に千葉景子法務大臣が作られた「死刑の在り方についての勉強会」が発足して7回も勉強会をやっておりました。何のために作ったかということ、死刑問題について国民的議論を行なっていきたいという思いで作ったものでございます。なぜそういうものを作ったかということ、実は民主党の政策INDEX2009というのが政権交代選挙をする前に出されています。マニフェストよりはちょっと位置づけとしては軽いものなんですけれども、INDEX2009の中に、日本の死刑制度の状況というのは世界の状況に比べてみても遅れている、あるいは日本の死刑執行については、国際機関からもいろいろ指摘がされているほど問題がある、これをしっかりと国民的議論をしていかなければいけないんだ、ということが書いてあったんです。

この政策インデックスを作る時に活躍をされた国会議員は今野東参議院議員でした。敬虔なクリスチャンであったんですけれども、彼が中心となってまとめた政策インデックス。実は、書いてはあったんですけれども、民主党の国会議員の皆さんの多くが知らなかったと言いますか、意識していなかったという状況だったので、民主党政権が誕生してから、若干、継子扱いされてしまったという、そういう状況だったんです。この今野さんは、今から数年前に間質性肺炎という病気で亡くなられてしまいま

した。大事な人を私は失ったと思っています。

そして私が法務大臣に就任したときに、記者会見が当然でございます。記者会見では毎回、恒例的に聞かれていますのが、死刑制度についてあなたはどう考えているのか、死刑執行はするのかということ。実は私は、正直言いまして死刑廃止論者ではなかったんです。当時、国会にも死刑廃止議員連盟というのがある



平岡秀夫（ひらおかひでお）

2011年9月～2012年1月法務大臣。民主党・野田内閣で法務大臣に就任。「死刑の在り方についての勉強会」を引き継ぎ「有識者会議」の設置を検討した。在任中、死刑を執行しなかった。現在、弁護士。著書に『リベラル日本』の創生—アベノポリシーへの警鐘』（ほんの木社、2015年）がある。

て、会長は亀井静香先生で事務局長が保坂展人さん（現在、世田谷区長）でした。保坂さんと私、非常に仲が良かったものですから、保坂さんから、ぜひ廃止議連に入ってほしいと誘われたんですけれども、実は私は団藤重光教授の最後の教え子になるんですけれども、まだ団藤先生が大学の教授だったころは死刑廃止を言っておられなかった。最高裁の判事を経験し、いろんなことを経験されて最終的には死刑廃止論になっていかれた。私も、死刑は本当に廃止すべきであるのかどうかということについては問題意識は持っていたのですが、自分なりの結論が出ていなかった。保坂展人さんからの誘いについても、「私はまだ自分なりに結論が出ていないので、そこに所属して活動することは、まだ自分としてはできない」とお断りしておりました。そして記者会見の時も、まさにそのことを申し上げ、自分としては今、法務省の中に「死刑の在り方についての勉強会」が設置されている。これでしっかりと私は議論していきたい。そして個別の死刑執行の問題については慎重に考えていきたいと、こういうお話をさせていただきました。

こういう状況でスタートしたんですけれども、法務大臣になった途端に、私が言ったそういう発言に対して嘯みついてくる国会議員が自民党を中心に大勢おられました。今、自民党の政調会長をされているあの方も、法務委員会では厳しく私に「なぜしない」と迫ってまいりました。それから、かつて死刑執行なんかベルトコンベア方式でやればいんだ

と言ったあの方の子分のような衆議院議員も、予算委員会等で厳しく私に死刑執行を迫ってまいりました。私自身は、個別の問題については慎重に検討していきたいと言ってきたわけなんですけれども、なかなかそれでは許してもらえないような雰囲気もあったことは事実でございます。

次に、先ほど申し上げた「死刑の在り方についての勉強会」について。これを私のもとでも開始しようということで再開させていただきました。第8回が私にとっては最初の勉強会だったんですが、それはクローズドでやりました。法務省の役人を中心にした、まさに勉強会なんです。しかしその時に私は、そこに出ている官僚の人たちに申し上げました。今、日本が置かれている状況を考えて時に、この勉強会でしっかりと議論しなきゃいけない。なぜなら、世界の潮流はこうなっている。日本は確かに特別の立場にあるとか、あるいは日本独自の問題があるからといって、この問題を避けているけれども、本当にそういう世界の国々を説得できるだけの、ちゃんとした理屈が立てられるのか、ちゃんとした説明ができるのか。このことができなかつたら、廃止するか道はないんだと。そういう議論ができるのかどうかということを、この勉強会でやろうよということを申し上げ、そして、そうした国民的議論がこの「死刑の在り方についての勉強会」で起こせないのなら、別の手段を考えなければいけないということも、私は申し上げました。

実は、その後、もう1回部内の勉強会があって、第10回の「死刑の在り方についての勉強会」を、法務省の地下の大きな集会所みたいなところで、マスコミにフルオープンでやりました。テーマとしては「イギリスとフランスの死刑廃止の経緯等について」ということで、大学教授お二人ほどを呼んでやりました。そこで私もいろいろな議論をさせていただきました。しかし残念ながら、翌日の新聞、あるいは当日翌日も含めてのテレビ、一言も一場面も報道されなかった。まったく関心を持ってもらえなかった。こんな状況では、私はもう国民的議論を起こすということは、この勉強会では無理だと思いました。

そこで私自身は、この勉強会は死刑執行の問題について限定して、死刑制度そのものについては、もっと別のことを考えよう、別の議論の場を考えようと、法務省の官僚に提案しました。まず一つが、法制審議会です。刑法や民法を変えるときには、必ずこの法制審、法律の専門家が集まった場で議論する、この場でやろうじゃないかと申し上げたら、彼らは「いや、法制審というのは、ある程度、一定の方向性が決まったようなものについて結論を出していく場であるから、今のこの状況で行なうのは適当では

ない」というようにすげなく断られてしまいました。そこで私は次に、じゃあ有識者懇談会をやろうと提案しました。法務省の官僚は「いや、有識者懇談会は、どうですかね……」という形で非常に渋っていたんですけれども、私は正月休みを返上して、法務省の官僚が出してくる様々な問題提起について、全て回答を用意するという作業をいたしました。年明けから、その有識者懇談会の開設に向けて行動を開始したということです。その話はまたちょっと後でお話ししたいと思います。

それで法務大臣時代に、もう少しお話ししておきたいと思うのは、私も国会で、先ほど申し上げましたように死刑執行を何度となく迫られておりました。杉浦先生は自民党出身の法務大臣でございましたから、自民党の人が攻めてくるということはありません。他の野党はあまり死刑問題について、「死刑執行しろ」という立場ではないですから、多分国会ではあまり追及されなかったんじゃないかと思うんですけれども、私の場合は自民党のさっき言ったような人たちが厳しく攻めてくるものですから、法務官僚の方たちも心配して「大臣どうですか。死刑執行の問題について、もうちょっと考えてもらえませんか」という形で私に話をしてまいりました。別に、責めてるわけではないんですね。私のことを心配してという感じではありました。

このままズルズルといったのでは、私も進歩しないと思いましたので、「どうですか、じゃあ皆さんが死刑を執行してもいいと思うような事案があるのなら、私のところに持ってきてください。私も勉強させてもらいたい」ということで持ってきてもらいました。私は自分自身が死刑執行を判断できるかどうかということを、自分にある意味では問いかける機会を自分で持ったということです。残念ながらという言い方は、ちょっと逆かも知れませんが、一応勉強をしっかりとさせてもらいましたけれども、その時に私が出した結論は、「このようなことで、本当に死刑執行していいのだろうか。もしこれがヨーロッパで起こった事案ならば、彼らは死刑執行をされないで更生の道なり、あるいは別の道で処罰をされていく。そういうことではないか」ということで、私としては死刑執行に踏み切れなかったのが事実であります。

そういう状況のなかで、お正月休みに、地元に住んでいた家内と東京で働いている長男が私が当時居住していた議員宿舎にやっけてまいりまして、「あなた、お父さん、あなたこのまま死刑を執行しなかったら、次の選挙は落ちますよ。それが地元の雰囲気ですよ。それが社会の雰囲気ですよ。それでいいんですか」と言われたんです。そりゃ、「落ちてもいい」とは

私も言えません。「落ちたくはないけども、死刑の問題も大事な問題なので、そう簡単には自分としては結論を出せないよ」ということで、その場は終わったんですけれども、結果論からしてみれば、確かに落ちたんです。しかも2回続けて落ちました。そして先ほど杉浦先生からもお話がありましたように、政界については一区切りをし、引退をすると、そういう状況で今は活動をさせていただいているということでもあります。

先ほどの有識者懇談会の話に戻ります。年が明けて、私はベトナムとラオスに出張することになりましたが、その前に、「有識者懇談会の問題について首相官邸に根回しをしておいて欲しい、私がベトナム、ラオスから帰ったら首相に直接お話をし、こういうことをしてもいいかどうかということについて相談をするから」と言って、出張に行きました。

出張先のベトナムに野田総理から電話がかかってきました。「平岡さん、たいへんご苦労かけたけれども、今度内閣改造をすることになったので、平岡さんも一緒に法務大臣から退いて欲しい」と言われてまして、私も「ああ、そうですか、分かりました。たいへんお世話になりました」とお返事を申し上げたんですけれども、なぜ、野田総理が私を内閣改造で代えようとしたのか、それは分かりません。聞いてもおりません。しかしその大きな要因の一つは、私が死刑問題について、執行しないどころか、いろいろな問題提起をしまっているということに対して危機感をもったのではないだろうか。そのことは冒頭で申し上げましたように、民主党が政権を取る前に出した政策インデックスでは、ちゃんと国民的議論をすると書いてありながら、いざ政権が誕生した暁には、その当時の社会の雰囲気の中で、野田総理ですら、国民的議論をするということについては踏み切れなかったということなんだろうというふうに思います。

退任をしてから、2012年6月、青山学院大学で死刑問題についてのシンポジウムがありました。そこで私も発言をするために招待されてまいりました。そこに招待されて来ておられた中の1人がアメリカのニューメキシコ州の知事をやったことのあるビル・リチャードソンさんです。この方は、ニューメキシコ州で死刑廃止をされた方です。その方が「この会場にフランスのバダンテール司法大臣に匹敵する人物がいる。それはミスター・平岡、あなただ!」と私を名指ししてくれたんですね。そしてそのあとに私が登場する機会がありまして、言いました。「今、リチャードソン元州知事が、私のことをフランスのバダンテール司法大臣に匹敵する人だと言ったけれども、でもフランスで死刑制度を廃止したのはバダ

ンテールじゃない、ミッテラン大統領だ。ミッテラン大統領が死刑廃止をすることを約束し、そしてその約束を実現するために死刑問題について詳しくあったバダンテールを司法大臣に指名して、実現させたのだ。死刑制度というのは、一法務大臣がどうしようとしたって出来る問題ではない。国のトップが判断して決断をして、そして進めていかなければ実現できない問題なんだ。このことを、ぜひ理解してほしい」と私は申し上げました。

私が短い間でしたけれども法務大臣をやった時に感じましたのは、まさに法務大臣一人に死刑執行しないでと迫ったって、何の意味もない。まあ意味はちょっとぐらいはあるかもしれませんが。そうじゃないんです。やはり国のトップが決断できるような状況を作っていかなければならない。このことを、ぜひ皆さんにもご理解いただき、そして、そう決断する機会が訪れるように、ともに頑張りたいと思います。どうもありがとうございました。

### 3、死刑廃止へ向けた国民的運動を

**若林** 杉浦先生、平岡先生、どうもありがとうございました。お2人の元大臣経験者が15分で喋り尽くすというのは非常に短いと思います。まだまだお話ししていただきたいと思うんですが、ここで皆さんが聞きたいことを私が代弁して、少し伺ってみたいと思います。私はアムネスティ・インターナショナル日本の事務局長をしておりますが、元参議院議員を民主党の時にしておりまして、ちょっと一言申し上げると、私も死刑廃止議連に入っていました。ある時、後援会の方から「おまえ、そんなことをやっているよ次の選挙に影響するぞ」と言われて、廃止議連をやめてしまったんですね。そのことが非常にトラウマで残ってしまっていて、今は逆に燃えて頑張っているところでございます。

いくつか事前にご質問をいただいているんですが、やっぱり皆さんの関心事項は、法務大臣として官僚との関係はどうだったのかということ、聞きたいのじゃないのかということに思います。刑事訴訟法475条に「法務大臣の命令によって刑は執行する」、あるいは「判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならぬ」というところもありますけれども、今伺いする限りにおいては、あまり官僚も法務大臣に対してそういう圧力を直接かけたり、あるいはこういう死刑確定囚がいるんだというような話はないのかなと思うんですが、あえてそこらへんをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。杉浦先生から。

**杉浦** じゃあ、77歳のほうからまず。官僚から決裁文書がまわって来て、サインしてくれと言うような

ことは、まったくありませんでした。私の場合は。

**若林** まったくなかった。

**杉浦** まあ記者会見のところでサインしないと言っちゃったせいもあると思うんですけども。私の場合は、終わりの直前に何もしないで終わったら、あいつは職務を……と。職務中も何も言われなかったですよ。小泉さんもニコニコ笑ってましたしね。だけど、一応あの時93人ぐらいでしたかね、確定者が。そこで今、執行に適する人は何人いるんだと聞いたら、3人だというんです。適するという人は、再審請求をしていない人。それから恩赦の申し立てをしていない人。連合赤軍の永田洋子さんたち重病で執行できない人が何人かおられました。適するのは3人だというから、一応記録を持って来いと言ったら、こんな厚いと言うんですね。じゃあ要約して持ってきてくれと言ったら持ってきました。それを読んだんですけども、確かに酷い犯罪者でした。複数人、殺しています。タクシーの運転手さんが乗ってきた乗客を山の中に連れて行って殺して、その女性から金を奪ったという記録を読んでいて、胸が痛むような犯行でしたけれども、それじゃあ再審請求をしている人とか、恩赦申立等々の方は声をあげている。この3人は死刑の執行を待っている。3人とも仏教徒でしたので、教誨師の方がついていて、本当にそうなのかと訊いたら、教誨師の方のあれを持ってきましたかというので、そこまでする必要はないと言って。まあ、罪を命で償おうという気持ちになっている方を、わざわざ執行して、それ以外は執行しないというのも、これも変な話です。正義に反すると思ひまして、考えているうちに終わっちゃいました。そういう経過がございました。

**若林** ありがとうございます。例えば刑訴法の475条は訓示規定じゃないかという解釈ももちろんあるんですが、そのような説明も含めて死刑問題について話をすると、在任時代、あるいはこういう候補者がいるという話はあったんでしょうか。

**平岡** 杉浦先生も私も、そうなんですけれども、一応2人とも弁護士なんです。死刑問題についてもいろんなところで発言をしたりすることがあって、法務官僚もこの2人を説得して死刑執行をさ

せるということを最初から求めるという雰囲気では全くなかったと思います。そういう意味では、先ほどの杉浦先生の話もそうですし、私も私のほうから「勉強したいから持ってきてくれ」と言って初めて、彼らは持って来たというような状況であったということでもあります。ただ逆に、彼らが思っていたのは、死刑問題についてそういう問題意識を持っている大臣だから、あまり死刑の問題について首を突っ込んでほしくないという気持ちを強く持っていたようにも思います。死刑執行の問題だけではなくて、確定死刑囚の処遇の問題というのも、大きな課題だったんです。そういう問題について首を突っ込んでほしくないというところがありました。

袴田ひで子さんから私に面会を求めてこられたことがありましたが、その面会を実現するのも彼らは嫌がりました。その時に、袴田さんの精神状態はどうであるのか、ちゃんとした診断が出せるのかと、私は懇談した後に投げかけたんですけども、彼らは決して積極的に、じゃあ診察をしましょうとか言うのではなくて、もう既にこういうことが出ていますよ、というような形で、なるべくそれに触れさせたくない、そういう雰囲気を感しました。まさに官僚との関係で言えば、それなりに死刑問題について問題意識を持っている大臣であれば、死刑の執行を迫るのではなくて、逆に死刑問題については首を突っ込ませない。あまり死刑問題について関心がないというような人については死刑執行を迫っていく。そういうような状況にあったのではないかと私としては理解しています。

**若林** 貴重なお話をありがとうございました。そういう意味では3人という話をうかがって、やはりそうなのかなという感じがしています。私も他の大臣経験者に聞いても、そういう圧力は基本的にはなかったという話が多いという印象です。そのうえで、今後の話に少しずつ移っていきたくいんですけども、大臣と政権との関係、あるいは大臣が出来ることはなんなのか。私は議員経験者として民主党政権が誕生したときに死刑問題についても大きく進展するとは思わなかった。政策インデックスはいろいろあるんですが、すべての政策について議員が一緒に議論して決定したわけではないんです。そとそこに法務関係者が議論して決めただけなんです。ですから公明党さんも死刑廃止という項目はちゃんとインデックスの細かいところには入っているんですが、政権の公約としては言わないという状況に今なっているんです。杉浦先生は前に、閣議決定ということが法務大



臣としてそこに提案し、内閣としてそこに決定が下されるんじゃないかというすごく良いヒントをいただいたんですが、そのへんはどうなのでしょう。例えば証拠の全面開示を求めるとか、自ら上訴を取り下げた人は精神鑑定をしたうえで云々という、そういうことをやったらどうかというお話があったんですけども、そのへんは、どうでしょうか。あるいはそういう提案をされたんでしょうか、大臣をされたときに。

**杉浦** 死刑を廃止するとか、おっしゃったような様々な改革をするということは、私は25年ぐらい政治の中において、自民党にいたときは全部政権党で野党だった時期がなかったんですが、これは政党の役割ですね。法務大臣というのは内閣の一員ですから、省として決めたことを閣議に提出するわけで、これは官僚側の仕事なんです。立法もそうです。商法の改正とか少年法の改正とか。こういうのは政党から出てくることがあっても、官僚が起案して、党の方で審議をして、閣議に上げていくという形式をとるんです。ですから死刑の問題は優れて政党の問題です。

そして、ついでにいいですか。自民党から死刑をなくすということとはなかなか出てこないと思うんですが、公明党の場合、非常にご熱心ですよ。公明党の議員の方は大多数が死刑廃止議連に入っておられるし、学会そのものが死刑廃止というお考えのようです。つい最近、5月の連休明けに公明党が死刑に関する勉強会を正式に立ち上げられました。漆原良夫さんが委員長で。私も検討委員会が第1回に呼ばれて懇談したことがあるんですが、大変熱心で。ただ与党とはいえ、やっぱり自民党は大きいですから。自分たちが音頭を取ってやるわけにはいかないからということで、自民党の方に公明党さんがこうなったんだから、少し検討してくれないかという働きかけをしましてね。それで自民党の方も死刑廃止を前面に出したあれば難しいと。あくまでも党が決定した機関ではないけれども、私的といえば私的だけでも、与党の懇談会を作ろうという点は合意してくれまして、それで刑罰制度と処遇についての懇談会というのが決まったんですよ。決まったところが安保法制で国会が荒れたものですから、まだ第1回はしていませんけれども、恐らく内閣改造が終わった10月あるいは11月頃から懇談会が始まると思います。私は参加になってくれと言われてますから常時出席しますが、死刑廃止、終身刑導入を含む刑罰制度の在り方についての懇談会が発足しますので、少し政治も動き始めるのかなという感じがします。ちなみに申し上げますと、これについては袴田事件が大きな影響を与えています。それから各界の

皆さんのご努力もあると思うんですが、政治の動きにはそういうところがございます。

**若林** 平岡先生は有識者懇談会をどう立ち上げるかということ働きかけたんですが、外から見ると平岡先生は執行しなかったから交代したんだということが明らかに見えるぐらいな感じでした。ずっと1年8カ月、執行しなかった。それが小川大臣に代わったら立て続けにあったということなんですけれども。今思うと、もうちょっと、何かできることがあったのかなあということでは、思いは残りますでしょうか。

**平岡** 残念ながら、私は在任していた期間が4カ月あまりということでしたので、その間に出来ることとしては、先ほど来からお話したようなことが精一杯ではなかったのかなと思います。

国会の議論の場でもそうだったんですけども、「死刑執行は法務大臣の職責ではないか」とずいぶん言われました。これは後藤田正晴元副総理が法務大臣をした時に、3年余り死刑執行がされていなかったのを再開する時に言った話にちなんでの話なんです。後藤田さんはその後の言葉として「死刑制度の問題は、制度の問題として、別途検討していくべき問題なんだ」ということも言っているんです。だから私は逆に、後藤田さんもそういうことを言っているし、まさに制度として問題を検討する時に、「法務大臣はまさに死刑制度を所管する大臣としてその問題について問題提起する。それも法務大臣の職責ではないか」というふうに言って、この問題について取り組んできたということです。

ちょっと話が元に戻ってしまうんですけども、先ほど若林さんから大臣と政権というお話がありました。実は私の本の中にも引用したんですが、ハワイ大学のデヴィッド・ジョンソン教授が『孤立する日本の死刑』という2013年に出した本で、「ヨーロッパでの経験からすれば死刑廃止が予想されるような状況において、なお死刑を維持しているアジアの国は1ヶ国。日本だけである。この一見して異常な事態は、少なくとも部分的には、中道右派の自民党による覇権状態が半世紀以上ものあいだ機能したことによるものである」と書いているんです。これは日本国内からというよりは、国外から日本を見た人の評価であろうかとは思いますが、まさに私が先ほど申し上げた「法務大臣が死刑を廃止するのではない。国のトップがそれを決断して進めない限りは出来ないのだ」と言ったことと同じように、政権そのもの、トップリーダーそのものが、私は死刑制度については大きな鍵になってくるというふうに思います。



**若林** 長い間保守政権が続くと、基本的に保守政権は、秩序を乱してほしくないと思う。ただ、政権交代があると同じ問題でも違った角度から国民は見るチャンスがあるんです。それを50年以上奪ってきたというのは、死刑制度を考える上では非常に大きな問題ではないかと思います。世界140カ国、しかし世論調査で死刑廃止を決めた国はどこもないんですね。死刑制度維持派が多いにしろ、やはり政治のリーダーシップというところがあると思うんですが、しかしその政治のリーダーシップを作るのも私たち一人一人の市民の力でもあります。政治家も有権者の関心があって初めて動くというところがありますし、メディアの役割、あるいは市民団体等ありますけれども、その辺について最後まで、将来に向けてお一人お一人からメッセージをいただけたらいいんありがたいと思います。

**杉浦** 死刑廃止に賛成すると票が減る。現時点では間違いないでしょうね。やっぱり国民の皆さんの自覚といいますか、民度が上がらないとだめだと思うんです。それでそのために何か必要かということですが、アメリカの3州と韓国に行って思ったのは、各国とも廃止運動が盛り上がっているんですね。その中心になっているのは韓国ではカトリック、アメリカではもちろんキリスト教です。政党も経済界もいろいろな方々が組織を作って、お金もたくさんあって、運動をやっているんです。日本は、仏教界でも東本願寺をはじめ、2、3の宗派が廃止を決めているけれども、仏教界全体ではだめです。キリスト教は少数派すぎてだめ。労働組合もだめ。日弁連ですら“検討”です。日弁連なんて真っ先に廃止宣言をしていいのにまだもたもたしている状況で。これはやっぱり国民運動を盛り上げなきゃだめだと思いますね。最終的に決めるのは政治なんですけれども。民主党にしても自民党にしても。いや、これは踏み切っても票に響かないよと、響いても少しだよと思われるぐらい運動が盛り上がればと思っています。私は出来ることは年寄りですからたかがしれていますが、ただ一つ日弁連で加毛修先生、小川原優之先生、来年の人権大会で廃止宣言をしてほしい。そうすると大組織ですよ、日弁連は。全国民の先頭に旗を立てる。そういう組織にしたい。それと合わせてフォーラム90の皆さんはじめ、宗教界、産業界も労働界ももっと真剣に考えて取り組めるようになっていただきたいと思っています。

**若林** それでは平岡先生、お願いできますか。

**平岡** まずやっぱり今の日本の現状というものを我々はしっかり認識しなきゃいけないし、その現状を踏まえて何を行動するかということを考えなきゃいけないと思います。ここに来られている方は死刑

廃止に向けて強い意欲を持っておられる。あるいは死刑問題についても多くの情報を持っておられるのかもしれませんがけれども、多くの国民の皆さんは死刑については、そんなに多くの情報を持っていないんですね。知らないことが沢山ある。例えば先ほど来から出ていますように、世界の多くの国々ではすでに死刑を廃止しているとか、OECD34カ国のなかで、完全に存置して残っているのは日本だけしかない。韓国も死刑執行を停止して16、7年経つ。アメリカも19州が廃止して、4州は死刑の執行を停止している。というようなことを知らないんですよ。それは知らせていないということもあるかもしれませんがけれども。それが今の日本の現状ということですから、私はまず我々がすることは、死刑をめぐる状況について、出来る限り多くのことを知ってもらう、あるいは知らせていくということが大事だと思うんです。その一つの柱は、やはり国際的な状況です。国際的な状況にもかかわらず、日本の国民の意識というものは全く変わらず、逆方向を向いている。このギャップというものをまず知ってもらわなくてはならない。

それから日本においては、死刑のことを口に出すと皆さんから嫌がられる。話すことがタブー化されてしまっている状況にある。だからもっともっと死刑の問題について知ってもらわなければならない。死刑囚の処遇がどうなっているのか、死刑執行はどうなっているのか、どういうときに死刑になるのか。こんなことをしっかりと知ってもらうという努力を私たちがしていかなければいけないと思います。ここにおられる皆さんもそうですけども、社会のなかでオピニオンリーダーとなるような人、特に政治家についても、そういう努力を積み重ねていてもらいたいと思います。

**若林** まさに情報公開というものも非常に大きな、これからの推進の柱になるのではないかと思います。ある与党政治家に、「なんでやらないんですか」と言うと、「死刑廃止運動をやっても、票にならないから」と。これがやっぱり率直な政治家の気持ちではないかと。では、票になるような運動を、逆に我々自身が進めていかなければいけないのかなというふうに思いますので、メディア、市民団体、我々一人一人、日弁連、NGO、アムネスティもそうですけども、政治家が関心を持ち票になるような形に、どんどん運動をこれから盛り上げたいと思いますし、今日お2人から素晴らしいお話をいただき、改めまして感謝を申し上げ、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。